

山中湖村

妊娠・子育てサービスのご案内

～切れ目のない支援のために～



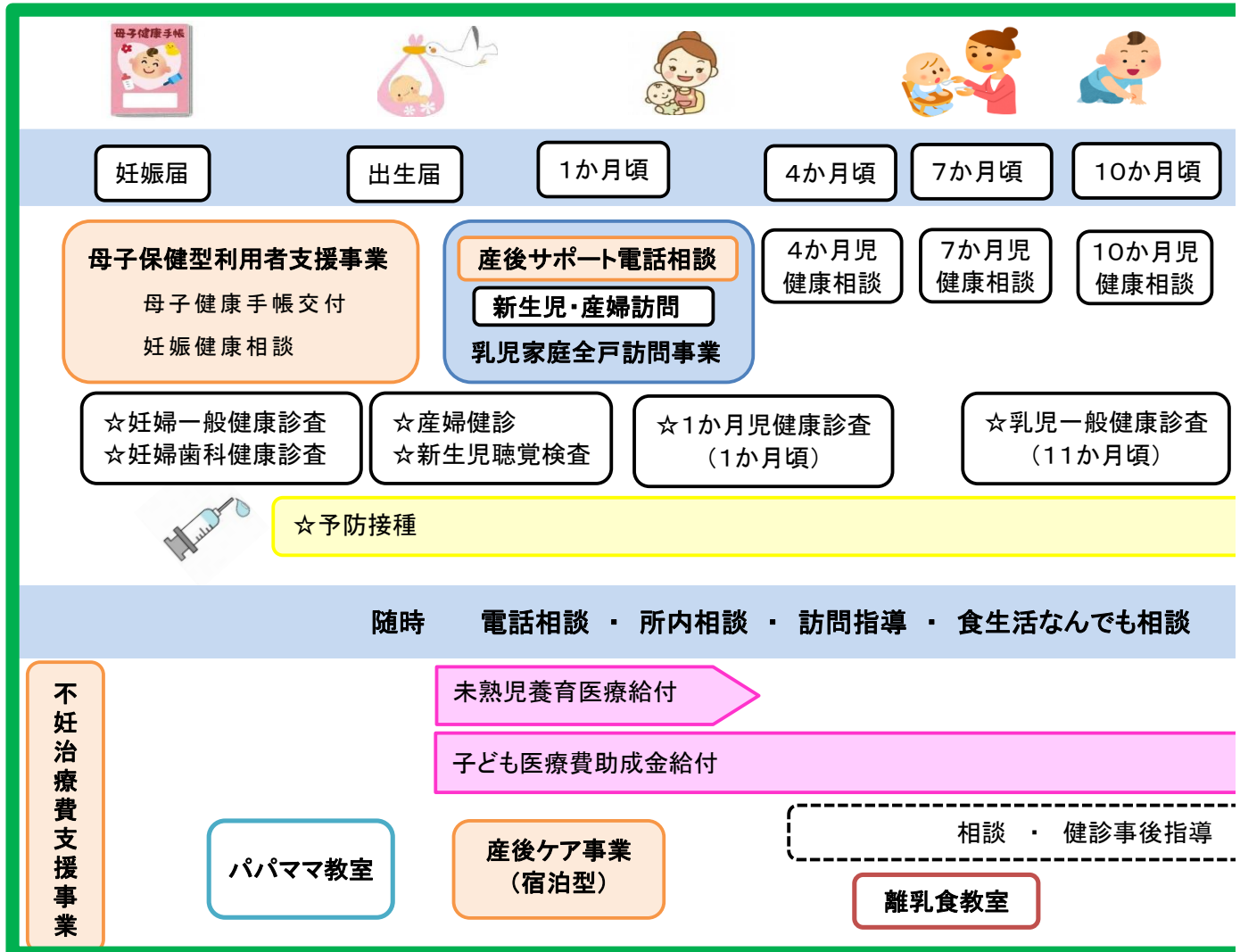
出生届・児童手当等に関する相談は税務住民サービス課へ ☎62-9973
母子保健、児童福祉等に関する相談は福祉健康課へ ☎62-9976
山中湖村公式ホームページ <https://www.vill.yamanakako.lg.jp>

★このサービスガイドには、令和8年4月1日現在の情報が掲載されています。

山中湖村における妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の体系概要(ホピュレーションプラン)

妊娠届出時等に必要に応じて、保健師等が面接しながら母子カルテを作成します。保健師が発育・発達・養育面を中心とした、プランの作成、経過の把握、評価など、産前から就学時まで切れ目のない支援を行なっています。お子さんの生涯を通じた切れ目のない健康づくりを見据えた支援を行うとともに、親たちの健康づくりや生活習慣の改善等を意識した支援を行なっています。

妊娠届 → 出産 → 産後



☆は医療機関で実施

つどいの広場

依頼による健康教育(まちづくり出前講座など)

母子保健連絡会

子育て



1歳頃

2歳頃

3歳頃

5歳頃

就学

1歳6か月児
健康診査

2歳児
歯科健診

3歳児
健康診査

5歳児
健康相談

就学时健診
健康教育

個別指導 ・ 集団指導

発達相談 心理相談(幼児相談)

保育所健康教室
就学时健診健康教育

・ 愛育班員声かけ活動

地域との
協働事業

目 次

●総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）	2
●妊娠応援事業	3
●妊婦のための支援給付事業	4
●妊娠した方へのサービス	5
●赤ちゃんが生まれてからのサービス	9
●保育所	17
●一時保育（預かり）	18
●ひとり親支援サービス	19
●身体が不自由なお子さん・病気のお子さんのために	20
●休日・夜間における救急体制	21

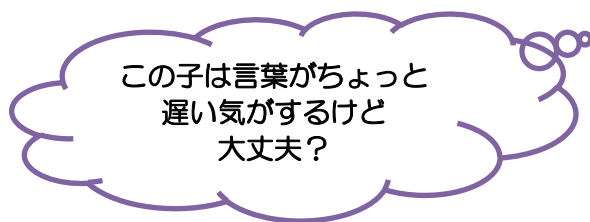
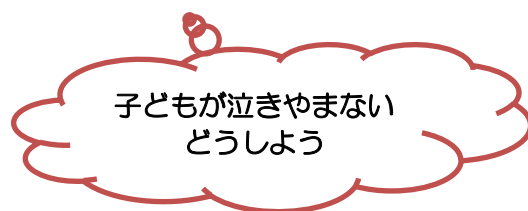
総合相談窓口

子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みなどの相談に応じる窓口です。

保健師などのスタッフが関係機関と連携しながら子育て世代をサポートします。

ひとりで悩まず、ちょっとしたことでも気になることがありましたら、気軽にお立ち寄りください。



窓 口 ： 役場福祉健康課

※老人福祉しあわせセンター内に個別の相談室もあります。お子さんと一緒にご利用いただけます。

電 話 ： 62-9976

利用時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※村の事業（乳児健診等）や訪問等で保健師が不在となる場合があります。ご利用の際には事前に電話連絡をお願いします。

妊娠応援事業

お問い合わせ先

★ 福祉健康課 健康係 ☎62-9976

●不妊治療費助成（しあわせこうのとり応援事業）

妊娠を希望する方に対して、保険診療を含む不妊治療費の一部を助成します。

- ＜対象者＞ 次の要件をすべて満たす夫婦が対象となります。
- （１）申請を行う日の１年以上前から村に住民登録があること
 - （２）村税等を完納していること
 - （３）いずれかの健康保険に加入していること

- ＜助成額＞ １回の治療につき、上限２０万円
※通算５回を限度とする

- ＜申請書類＞ 各種必要書類はホームページまたは福祉健康課にあります。
- （１）助成金交付申請書
 - （２）不妊治療受診等証明書
 - （３）不妊治療を受診した医療機関発行の領収書
 - （４）夫婦の納税証明書
 - （５）保険証の写し
 - （６）返信用封筒（切手貼付）

- ＜申請期限＞ 治療が終了した日から起算して１年を経過した日まで

【参考】

- ・山梨県による不妊治療費（先進医療）への補助もあります
▲お問い合わせ先：富士・東部保健福祉事務所 健康支援課（☎24-9034）
- ・不妊（不育）専門相談センタールピナス ▲お問い合わせ先：☎055-204-2001

妊婦のための支援給付事業

お問い合わせ先

★ 福祉健康課 健康係 ☎62-9976

妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上を目的とし、妊婦のための支援給付事業を実施します。

すべての妊婦に寄り添い、継続的な情報発信や定期的な対応を実施するとともに、必要な場合により専門的・個別的な支援につなげ、より安心して出産・子育てができるようにしていきます。（制度の詳細については、別紙「妊婦のための支援給付のご案内」をご覧ください。）

【妊婦等包括相談支援】

- ・妊娠届提出時：面談やアンケート等を実施
- ・妊娠8か月頃：面談やアンケート等を実施
- ・出 産 後：乳児家庭全戸訪問時に面談やアンケート等を実施

【妊婦のための支援給付】（流産・死産等も支援給付の対象となります。）

●妊婦支援給付金（1回目）

- ＜支給額＞ 妊婦一人当たり5万円
- ＜必要書類＞ 妊婦給付認定申請書
- ＜申請方法＞ 妊娠届出時に申請書を記入し、保健師と面談
- ＜支給方法＞ 書類受理後、指定口座に振り込み

●妊婦支援給付金（2回目）

- ＜支給額＞ 子ども（胎児）の数×5万円
- ＜必要書類＞ 子ども（胎児）の数の届出
- ＜申請方法＞ 出生届出時に配布する届出を記入し、保健師と面談
- ＜支給方法＞ 書類受理後、指定口座に振り込み

妊娠した方へのサービス

お問い合わせ先

★ 福祉健康課 健康係 ☎62-9976

●母子健康手帳の交付

妊産婦、乳幼児の健康状態の記録と保健・育児に関する情報を記載した手帳です。病院などで妊娠と診断されたらお早めに交付を受けてください。

- ＜申請場所＞ 老人福祉しあわせセンター内 福祉健康課
- ＜時 間＞ 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（毎週木曜日）
※上記以外の日を希望の方は、お問い合わせください。
- ＜持 ち 物＞ ①印鑑
②病院で妊娠届出書または妊娠証明書が発行されている方は
お持ちください
③マイナンバーカード（ある方）



★外国人の方へ

英語・ポルトガル語・タガログ語・中国語・韓国語・ベトナム語等の母子健康手帳をご用意しています。

●妊娠届出グッズの配布

妊娠中に役立つ情報が分かるテキストやパンフレットを配布します。

●妊娠中または出産後の女性労働者は「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用しましょう

主治医が診察の結果、女性労働者の健康管理に必要だと判断した措置を職場に連絡するものです。主治医が必要な措置を記入して女性労働者が職場に提出すれば、「勤務時間の短縮」「負担の大きい作業の制限」「休憩を取る」などの措置を受けることができます。

このカードは母子健康手帳にも縮小版が掲載されており、拡大コピーで利用可能です。福祉健康課への問い合わせにてお渡しすることも出来ます。カードを利用して、母体と胎児の健康を守りながら仕事をしましょう。

●妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」（基本健診：14 枚、追加検査：6 枚）が交付されます。

妊娠期の健診時に 1 枚ずつ使用してください。（妊婦一般健康診査受診票は、母子健康手帳交付後の妊婦健診でご使用いただけます。）

追加検査については、主治医と相談して必要時に使用してください。

※県外の医療機関では受診票を使用することができません。里帰り等、山梨県外の医療機関で受診する予定のある方は、事前に助成方法等を福祉健康課までお問い合わせください。

※転入された方は、前住所地の受診票は使用できません。山中湖村の受診票と交換をしますので、母子健康手帳と一緒に福祉健康課にお持ちください。

●妊婦歯科検診

母子健康手帳交付時に「妊婦歯科検診受診票」が交付されます。

第20～32週頃の妊娠期間中に、山梨県歯科医師会に加入している歯科医療機関で受診してください。（事前に医療機関に直接予約をしてください。）

受診の際は、受診票と母子健康手帳を持参してください。

●産婦健診

母子健康手帳交付時、「産婦健康診査受診票」が2枚交付されます。産後2週間と1か月の健診でご利用いただけます。

※県外の医療機関では受診票を使用することができません。里帰り等、山梨県外の医療機関で受診する予定のある方は、事前に助成方法等を福祉健康課までお問い合わせください。

●妊産婦健康相談

村役場でいつでもご相談いただけます。電話でも直接来ていただいても結構です。不安なことは一人で悩まず、ぜひ相談してください。保健師、栄養士が対応いたします。家庭訪問を希望される場合は、お家にお伺いします。

●パパママ教室（妊婦・両親教室）

妊娠中の生活についての話やお風呂入れの練習、お父さんが妊婦のシミュレーションの体験などをします。お友達づくりもかねて、栄養士や保健師と一緒に、これからママ・パパになる準備として子育てについて体験したり、考えたりしてみませんか？

※対象となる方には、個別に通知します。

※申し込みが必要です。

●母子手帳アプリ「母子モ」による妊娠・出産・子育てサポート

お腹の赤ちゃんの成長記録やお子さんが生まれてからの発育記録や予防接種管理ができるアプリです。アプリストアから簡単にダウンロードできますので活用してみましょう。

山中湖村の情報も知ることができます。

☆登録方法

- ①「母子モ」で検索または QR コードからダウンロード
- ②アカウント連携又はメール登録
- ③プロフィールを登録

郵便番号登録で山中湖村の情報を知ることができます。



●マタニティキーホルダーの配布（希望者のみ）

妊娠初期などは、お母さんだけでなく赤ちゃんにとっても大事な時期です。

お腹が目立たず気付いてもらえなかったり、自分から言いにくかったりするお母さんのために、このマークを付けて妊娠していることをさりげなく周囲に知らせることができます。



●やまなし子育て応援カード（全国共通）

18 歳未満のお子さんがある家庭、妊婦さんに交付されます。

このカードを提示することで、協賛店舗などを利用する際にサービスが受けられます。カードは福祉健康課で交付を受けられます。

＜持 ち 物＞ 申請には申請者の身分証を持参してください。

＜利用期限＞ 一番下のお子さんが 18 歳になった年の
3 月 31 日まで利用できます。



●やまなし思いやりパーキング制度

公共施設、店舗等の駐車場で安全かつ安心な施設利用を支援する制度です。

＜対 象 者＞ 母子健康手帳交付日から出産後 1 年 6 か月までの妊産婦
（但し、出産後は 1 歳 6 か月以下の乳幼児と同伴の場合に限ります）
多胎児の場合は、母子健康手帳交付日から出産後 3 年までの妊産婦
（但し、出産後は 3 歳以下の多胎児と同伴の場合に限ります）

＜利用可能駐車場＞ 「思いやり駐車区画」の案内標示がある駐車場

＜申請手続き＞ 利用者証の交付を受けるためには福祉健康課に申請が必要です。

※利用証には有効期限がありますので必ずご確認ください、有効期限の満了を迎えたものは交付窓口への返却をお願いします。

▲お問い合わせ先：福祉健康課 福祉係（☎62-9976）

●産後ケア（宿泊型）支援事業

医療的な処置を必要としないものの、育児への不安や負担感を有する産後 4 か月までの母親とその乳児が宿泊（原則 3 日間）しながら、母親のケアと育児に関する相談・指導等の支援を助産師等が提供する事業です。また、不安や悩みを抱える母親同士の交流を図りながら、安心感を得て、自宅での育児に向かえるような場となることを目的として運営されています。

※事前に申請が必要です。利用を希望される方は、保健師にご相談ください。

<利用対象者>

- ・山中湖村に住民票のある産後 4 か月までの母と子
- ・不安や負担感があり、家族等の支援が十分に受けられない方
- ・村民税等滞納のない方

<事業内容>

利用者の心身の状況を見ながら、4 日間程度の滞在中に以下の支援を受けられます。

- ・母親のケア（乳房ケア、ボディケア、生活の援助等）
- ・沐浴、授乳や抱き方などの育児指導
- ・母親同士の交流機会の提供
- ・子育て支援情報の提供

<実施施設>

山梨県産後ケア事業運営事業者

健康科学大学産前産後ケアセンター

笛吹市石和町窪中島 587-112 石和温泉駅から車で 5 分

<利用料金>

利用者負担 6,100 円（1 泊 2 日）× 利用日数

1 泊の費用は 34,500 円ですが、差額は県と山中湖村が助成します。

【補助】5 日分を限度とし、以下のように補助が適用されます。

- ・非課税世帯：5,000 円
- ・上記以外の妊婦：2,500 円

※利用者負担額から上記金額を差し引いた金額×利用日数分の支払いとなります。

●産前産後電話相談（県委託事業）

電話相談窓口を産前産後ケアセンターに設置し、妊娠中や出産後の身体や心のこと、育児（3 歳児程度まで）に関する悩みなどについて 24 時間 365 日助産師が対応します。利用料金は無料で、通話料のみ利用者負担となります。

※多くの方の相談を受けるため、1 回の相談時間は 15～20 分を目安に行なっています。

☎ 055-269-8110

赤ちゃんが生まれてからのサービス

お問い合わせ先

★出生届・一時金

★児童手当

★出産奨励金

税務住民サービス課 住民窓口係 ☎62-9973

★各種サービス

福祉健康課 健康係

☎62-9976

●出生届

＜届出期間＞ 生まれた日を含めて 14 日以内

＜持ち物＞ ①出生届

②母子健康手帳

③印鑑（朱肉を使うもの）



★届出は出生地や本籍地でも可能です。

★休日・時間外に届出をされた方は、改めて届出地市区町村役場にて開庁時間中に母子健康手帳への証明を受けてください。

●出産育児一時金

健康保険（国民健康保険や社会保険など）に加入している被保険者の方が出産した時は出産育児一時金として 50 万円が支給されます。ただし、産科医療保障制度に加入していない医療機関や海外での出産などの場合は、支給額が 48 万 8 千円となります。

※原則、出産の日に資格を有する健康保険より支給されます。ただし、国民健康保険加入前に全国健康保険協会、各種健康保険組合、共済組合等に 1 年以上加入していた方が、資格喪失（退職日の翌日）から半年以内に分娩した場合、国民健康保険か資格喪失（退職）前の健康保険のいずれかを選択することができます。（併用はできません。）

出産費用に出産育児一時金を充てることができるよう、出産する医療機関と「出産育児一時金の医療機関直接支払い制度」に合意することにより、医療保険者（保険証を発行している機関）から医療機関に直接支払われるので、まとまった出産費用を事前に用意する必要がありません。

【支給例】 ○出産費用が 50 万円または 48 万 8 千円を超えた場合

・・・超えた分を医療機関へお支払いください。

○出産費用が 50 万円または 48 万 8 千円未満の場合

・・・医療保険者へ支給申請していただくと差額分が支給されます。

○被保険者が出産育児一時金の医療機関直接支払い制度を望まれない場合

- ・・・出産費用を医療機関へお支払いいただき、医療保険者へ支給申請していただくと50万円または48万8千円が支給されます。

○流産や死産になってしまった場合

- ・・・妊娠12週（85日）以降は通常の出産と同じ扱いで支給されます。
ただし、妊娠22週（155日）未満の場合は、産科医療保障制度加入医療機関であっても、48万8千円の支給となります。

○双子など多胎の出産の場合…生まれた子どもの人数分が支給されます。

※申請方法や詳細につきましては、ご加入の医療保険者（担当窓口）または出産される医療機関などへご確認ください。

▲お問い合わせ先

＜国民健康保険の方＞ 税務住民サービス課 国保担当 ☎62-9973

＜その他の健康保険の方＞ ご加入の健康保険へ

●山中湖村すこやか赤ちゃん出産育児奨励金

＜出産奨励金＞ 出生児一人につき5万円

新生児を出産した日から新生児とともに住民基本台帳に基づき、継続して1年住民票に記録されている者であって、当該新生児と生計維持関係のある養育者に支給します。

●児童手当

次世代の社会を担うお子さんの成長を社会全体で応援することを目的とした制度です。

＜支給対象＞ 0歳～18歳になる子までのお子さんを養育されている家庭

＜支給額＞ 3歳未満 15,000円（※第3子以降 30,000円）
3歳以上から高校生 10,000円（※第3子以降 30,000円）

※児童手当の受給者が生活費等を負担している大学生（年代：今年度中に19～22歳になる子）から数えて3番目以降の子を加算対象とします。

＜支給時期＞ 4・6・8・10・12・2月（年6回）

＜手続き＞ 「認定請求」の提出が必要ですので、税務住民サービス課窓口にお越しください。（公務員の場合は、勤務先になります。）

＜必要な物＞ ①申請者の健康保険証が確認できるもの
②申請者名義の通帳
③印鑑

●新生児・乳児の家庭訪問

基本的に生後1か月以内、村の4か月健診前までには、全員の赤ちゃんとお母さんに訪

問します。里帰りされる方は、里帰りから戻った後に訪問します。

どの訪問もお母さんが安心して子育てに向かえるようにするための訪問です。赤ちゃんやお母さんの不安は遠慮なくご相談ください。

※里帰り先での訪問を希望する場合は、お問い合わせください。

●出生グッズの配布

赤ちゃんの健診や予防接種などの書類が入っています。出生後必ず受け取るようにして下さい。

＜持ち物＞母子健康手帳（出生届手続きをしてからお越しください。）

●すこやか子ども医療費助成

お子さんにかかる医療費（保険診療にかかる自己負担額）を助成します。

出生後や転入後に申請すると、「山中湖村すこやか子ども医療費助成金受給資格者証」を交付します。

＜対象者＞ 山中湖村に住民登録のある0歳から18歳になった最初の3月31日までのお子さん（健康保険に加入している方）

※ただし、本人が就職や、婚姻して保護者の扶養を外れている場合は対象外になります。

＜申請窓口＞ 福祉健康課

＜必要書類＞ ①申請書（村指定用紙）②委任状兼同意書（国保加入者のみ）

＜持ち物＞ ①印鑑 ②お子さんの加入している健康保険の資格情報の分かるもの

＜助成内容＞ 入院または通院（医科、歯科、調剤など）における保険診療分の自己負担分が助成されます。

※転出時や有効期間が過ぎた資格者証は福祉健康課にお返してください。

※保険証や住所氏名等に変更がある場合は福祉健康課で手続きが必要です。

＜利用方法＞

1、山梨県内の医療機関で受診する場合（窓口無料化）

「すこやか子ども医療費助成金受給資格者証」と「健康保険証」の両方を提示し受診してください。

2、山梨県以外の医療機関及び窓口無料化ではない医療機関で受診した場合、あるいは保険証・資格者証を提示しなかった場合（翌月以降に福祉健康課で申請）

- ① 助成金請求書はお子様お一人につき「月ごと」「医療機関ごと」「外来・入院ごと」に1枚ずつ記入してください。なお、助成金請求書はホームページからダウンロードするか、福祉健康課でお受け取りください。
- ② 接骨院など領収書に保険点数がない場合は、助成金請求書の「医療機関等記入欄」にも証明を受けていただき、領収書を添付して提出してください。
- ③ 申請は受診月当月の受付はできません。また、受診日の翌月10日から2年を経過したものは受け付けられないのでご注意ください。

＜申請窓口＞ 福祉健康課

- ＜必要書類＞
- ①すこやか子ども医療費助成金請求書
 - ②領収書（レシート不可）
 - ③すこやか子ども医療費助成金受給資格者証
 - ④印鑑
 - ⑤お子さんの健康保険証（資格情報の分かるもの）
 - ⑥保護者名義の通帳

※学校等の管理下での負傷、疾病で独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる場合、健康保険の適用されない診療や予防接種、入院時の食事療養費等は対象外となります。

●養育医療

出生体重が2000g以下の赤ちゃん、または2000gを超えていても身体の機能が未熟で生まれた赤ちゃんに対し、指定された医療機関で入院治療を受ける場合に、その医療費を助成します（所得に応じて自己負担があります）。申請は出生後速やかに、退院前に行なってください。

●離乳食教室

お子さんのすこやかな発育とお母さんの育児支援のために、離乳食教室を開催しています。調理室での離乳食の体験、栄養士や保健師による離乳食の基本や赤ちゃんの身体等についてお話します。託児もありますので、お友達づくりにぜひご活用下さい。

※対象になる方には、個別通知します。

※申し込みが必要です。



●乳幼児健康診査（相談）

お子さんが身体も心もすこやかに成長されますよう、また病気などがあれば早期に対応できるように発達の節目に健康診査（相談）を受けましょう。

●村に来て受ける乳幼児健康診査

＜会 場＞ 老人福祉しあわせセンター（役場敷地内）

＜日 程＞ お子さんの健診日は「広報」や「乳幼児健診のご案内」（出生グッズに同封）また対象者には年に一度通知（年度末）母子手帳アプリ「母子モ」で確認をお願いします。

指定日に都合のつかない場合は、必ず連絡をお願いします。

＜受付時間・持ち物＞

健診内容によって異なりますので、「乳幼児健診のご案内」をご確認ください。

●医療機関で受ける乳児健康診査

妊娠届出時にお渡しした「妊娠届出グッズ」に同封されている黄色の「1か月児健康診査受診票」とピンクの「乳児一般健康診査受診票」を使用し健診を受けましょう。

＜有効期間＞ 1歳の誕生日の前々日

＜受診期間＞ 1か月児健康診査……生後27日を超え生後6週に達しない時期
乳児一般健康診査……乳児期後期（11か月ごろ）

＜使用できる医療機関＞

医療機関名	住所	電話番号
富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東 7-11-1	22-4111
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津 6663-1	72-2222
加賀谷医院	富士吉田市上吉田東 4-15-34	28-7677
鈴木医院	富士吉田市竜ヶ丘 1-4-8	23-7075
つゆきこどもクリニック	富士吉田市下吉田 8-18-29	24-8300
羽田レディースクリニック	富士吉田市上吉田 6-10-14	30-0311
吉田医院	富士吉田市中曽根 1-5-10	22-0142
ふるいちこどもクリニック	富士吉田市中曽根 4-9-6	73-8688
いしはらクリニック	富士河口湖町船津 584-1	72-5666
渡辺医院	富士河口湖町船津 1496	72-2835
ひなた小児科クリニック	富士河口湖町船津 3162	73-9198

※上記以外の県内の医療機関で受診する予定の方は、直接病院へお問い合わせください。（山梨県外の医療機関では使用できません）

※必ず事前に電話予約をしてから受診をしてください。医療機関によっては決まった月齢のみしか使用できないところもあります。

村に来て受ける健診

医療機関で受ける健診

出生

3 か月

<1 か月健診>

母乳・ミルクがきちんと飲めているか、身体の異常がないかを確認しましょう。

☆乳児一般健康診査受診票 1 回目を使用

6 か月

<4 か月乳児健康相談>

首のすわりや足の開きなど発育や発達を確認する最初の時期です。育児上の不安や予防接種、離乳食の始め方なども相談できます。

9 か月

<7 か月乳児健康相談>

寝返りやお座りができるようになります。この時期も成長・発達のキーポイントとなる時期になるので健診を受けましょう。

<10 か月児健診>

ハイハイができたり離乳食も後期に移行する時期です。お子さんの健やかな成長の様子を健診で確認しましょう。

<12 か月乳児健康相談>

ひとり歩き、発語の発達や身体の発育の確認をしましょう。卒乳などについても相談できます。

☆乳児一般健康診査受診票 2 回目を使用する場合は、誕生日の前々日までに受診してください。

1 歳

<1 歳 6 か月児健診> (1 歳 6 か月～1 歳 8 か月)

歩行がしっかりしてきたり、単語が出てくる大切な時期の健診です。歯科検診もあり、発育発達の確認や育児相談ができます。

★乳児一般健康診査受診票は県外の医療機関では使用できません。県外で受けた際の助成方法についてはお問い合わせください。

2 歳

<2 歳児歯科健診> (2 歳～2 歳 4 か月)

2 語文が出てきたり、自己主張が出てくる時です。お子様の対応や歯の手入れなど専門のスタッフに相談できます。

3 歳

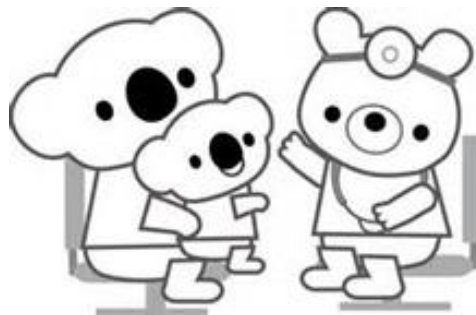
<3 歳児健診> (3 歳 5 か月～3 歳 6 か月)

言葉が上手になって感情の発達がめざましい時期です。発達検査や視力・聴力検査、尿検査もあります。発育発達の確認のため是非受けましょう。

5 歳

<5 歳児健診> (4 歳 11 か月～5 歳 2 か月)

村で行う最後の幼児健診です。発達検査、視力検査、歯科検診を行います。視力の異常を発見する機会になります。



●予防接種

赤ちゃんがお母さんからもらった免疫（病気に対する抵抗力）は、3 か月くらいから自然に失われていきます。予防接種の必要性をよく理解し、お子さんの体調のよいときに受けましょう。

出生グッズに同封されている「予防接種実施医療機関名簿」を参照し、予防接種予診票と母子健康手帳を持参し医療機関で接種してください。

接種方法等については「予防接種と子どもの健康」の冊子を参照してください。

なお、不明な点等ありましたら、お問い合わせください。



【定期の予防接種】公費負担で実施出来ます。山中湖村発行の予診票を使用してください。

＜妊婦＞

RS ウイルス（母子免疫ワクチン）…妊娠 28 週 0 日から 36 週 6 日までの妊婦対象

＜小児＞

種類	予防できる感染症	接種開始時期の目安	接種回数及び間隔
ロタ	ロタウイルスによる胃腸炎	生後 2 か月	1 価と 5 価があり、ワクチンの種類により回数が異なる
小児肺炎球菌	肺炎球菌による細菌性髄膜炎など	生後 2 か月	接種開始時期によって回数・間隔が異なる
B 型肝炎	B 型肝炎による慢性肝炎・肝硬変・肝がん	生後 2 か月	27 日以上の間隔で 2 回接種した後、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて 3 回目を接種
五種混合 (DPT-IPV-Hib)	ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ(小児まひ) ヒブによる細菌性髄膜炎など	生後 2 か月	初回 3 回。 追加は 12 か月～18 か月の間隔をあけて 1 回追加
BCG	結核	生後 5 か月～8 か月	1 歳までに 1 回
MR	麻疹・風疹	1 歳	年長の時に追加
水痘	水痘	1 歳	12 か月～36 か月の間に 2 回
日本脳炎	日本脳炎による急性脳炎など	3 歳	3 歳～4 歳の間で 2 回、 4 歳～5 歳の間に 1 回。 2 期は 9～13 歳未満
二種混合 (DT)	ジフテリア・破傷風	11 歳	1 回
ヒトパピローマウイルス (HPV)	子宮頸がん	中学 1 年生相当の年齢	15 歳未満で 1 回目接種→2 回 15 歳以降で 1 回目接種→3 回

【任意の予防接種】1 回上限 3,000 円の助成が受けられます。（1 歳と年長児のみ）

予診票は医療機関で受け取ってください。

種類	予防できる感染症	接種開始時期の目安	接種回数及び間隔
おたふくかぜ	おたふくかぜウイルスによる耳下腺、顎下腺の腫脹など	1 歳	年長の時に 2 回目接種

●すこやか発達相談

「言葉が遅いな…」「落ち着きがない気がする…」「育てづらさを感じる…」など、お子さんの発達について心配ごとがある方のために、臨床心理士と保健師で相談を実施しています。お子さんへの関わり方のポイントや育児のアドバイスなども聞く事ができます。

※事前予約が必要です。

●バスタオルの贈呈（次世代支援事業）

山中湖村社会福祉協議会では、ご出産された方に、お子さん用のバスタオルを贈呈しています。母子健康手帳をご持参の上、社会福祉協議会までお越し下さい。

▲お問い合わせ先：山中湖村社会福祉協議会（☎62-2227）

●山中湖村子育て支援センター（山中保育所内）

子育ての「負担や不安を喜びと楽しみに！」いつもお母さんは子育てに一生懸命。でも、時々これでいいのかしらと思った時に、ひとりで悩まないで話してみませんか？子育てについての様々な悩みや相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。

- ・電話受付時間：月～金 午前10時～午後3時
- ・電話予約後、来所相談も受付
- ・はじめに「子育ての電話相談です。」とお知らせください。
子育て支援センター職員がお答えします。
- ・相談費用は無料です。
- ・相談についての秘密は守られます。

▲お問い合わせ先：子育て支援センター（☎62-2010）

●つどいの広場「じゃんけんぽん」

子育て中のみなさん、お友達を作ったり、ちょっと不安なことを聞いてみたりなど、お時間があるときに、ぜひ一度お越しください。

＜場 所＞ 山中保育所

（つどいの広場専用の玄関から入ってください。）

＜利 用 時 間＞ 月・水・金曜日 午前9時30分～午後12時

午後1時～午後3時30分

＜利用対象者＞ 乳幼児親子（お子さんだけの利用はできません。）月齢の低いお子さん用のベッド、授乳用のお湯もあります。

＜利 用 方 法＞ 予約制（月・水・金の開設時間内に電話してください）

＜利 用 料＞ 無料

＜持 ち 物＞ 各自の必要なもの

▲お問い合わせ先：つどいの広場（☎62-2010）

保 育 所

お問い合わせ先

★子ども子育て支援制度 福祉健康課 福祉係

☎62-9976

●子ども子育て支援制度（幼児教育・保育無償化事業）

国の無償化施策「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月1日から開始され、3～5歳児（小学校就学前）までの保育料が無償化となりました。

令和5年度から村では、0～2歳児（満3歳未満）の保育料が、子育て支援の一環として無料化になりました。

●村内保育所

保育所名	住所	電話番号
山中保育所	山中 865-292	0555-62-0179
平野保育所	平野 1997-1	0555-65-8542

●保育所の入所手続きについて

＜申請の必要な方＞

- ・4月からの入所希望者
- ・年度途中（産休明け、育児休業明け）の入所希望者
- ・出生前での入所希望者及び村外の保育施設への入所希望者（管外保育）

＜申請書類配布・受付期間＞

10月中旬～11月上旬

受付期間を過ぎた場合は、受付はできません。

必要書類の不足（不備）は、選考の対象外となります。

※詳細については10月の広報等で周知します。



一時保育（預かり）

お問い合わせ先

★一時保育 山中保育所 ☎62-0179 平野保育所 ☎65-8542

●一時保育（預かり）について

家庭で保育されているお子さんが、一時的に家庭で保育できないとき保育所でお預かりする事業です。

<保育サービス>

非定型的	継続的に家庭保育が困難。在職証明書が必要。 週3日間で連続も可能（月12日以内の利用可）
緊急	一時的に家庭で保育が困難。災害・事故・傷病・看護・介護・冠婚葬祭など。 1回につき5日間連日可能（月1回可能）
私的理由	通院・私的な理由等、育児に伴う心理的・肉体的負担解消 1回につき1日を限度とし、2日続けての利用不可 （月12日以内の利用可）

<利用申請> 利用を希望する日より1週間以上前に申請

<申請場所> 村内各保育所へ直接お申込みください

<持ち物> 保険証・印鑑・母子健康手帳

<対象児童> 山中湖村に住民票がある方
保育所等を利用していない方
満1歳から就学前の児童

<利用時間> 午前9時～午後4時30分

<利用料>

年齢区分	利用料	利用料
	日額（4時間以上）	日額（4時間以内）
3歳未満児	2,500円（給食・おやつ代含）	1,500円
3歳以上児	2,000円（給食・おやつ代含）	1,200円

ひとり親支援サービス

お問い合わせ先

★児童扶養手当・ひとり親助成金 福祉健康課 福祉係 ☎62-9976

●児童扶養手当

ひとり親（離婚、未婚、父または母が死亡など）で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある児童（中度以上の障害をもつ児童は20歳未満）を扶養している親または養育者に支給されます。ただし、児童または父（母）が公的年金を受け取っている場合と前年の所得が一定額以上の場合には、支給されません。

●ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と児童にかかる医療費（保険診療にかかる自己負担額）を助成します。（所得税非課税世帯）

山梨県内の医療機関窓口での医療費が無料になります。窓口無料で受診するときは、「保険証」と「助成金受給資格者証」を医療機関へ提示してください。

※県外医療機関では対象となりませんので、役場福祉健康課窓口で申請してください。

＜対象年齢＞ 18歳の誕生日後の最初の3月31日まで

●母子・寡婦・父子福祉資金の貸付

母子・寡婦・父子家庭の経済的自立や子どもの福祉の向上を図るため、山梨県より各種資金を低金利または無利子で貸付を行います。

資金の種類は、事業開始資金・技能習得資金・就職支度資金・修学資金・就学支度資金・生活資金などの12種類です。

▲お問い合わせ先：富士・東部保健福祉事務所 福祉課（☎24-9047）

身体が不自由なお子さん 病気のお子さんのために

お問い合わせ先

★福祉手当・自立支援医療 福祉健康課 福祉係

☎62-9976

●特別児童扶養手当

身体または精神に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を養育する父母又は養育者に対して、特別児童扶養手当が支給されます。

※所得制限があります。

※児童福祉施設等に入所していると、支給されません。

●障害児福祉手当

20 歳未満であって、身体または精神に重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に対して、障害児福祉手当が支給されます。

※所得制限があります。

※児童福祉施設等に入所していると、支給されません。

●自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付（自己負担あり）を行います。ただし、手術等によって確実な治療効果が期待されるものに限りです。

〈障害等の例〉 肢体不自由、音声・言語・そしゃく機能障害、視覚障害、内部障害、聴覚障害等

●小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾患で長期に治療を要する 18 歳未満（20 歳未満まで延長可）の児童に対し、その医療費の一部が助成されます。

〈対象疾患〉 悪性疾患、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、脈管系疾患

※対象となる基準が決められていますので詳細は「小児慢性特定疾患情報センター」

<https://www.shouman.jp/disease/>で確認してください。

▲お問い合わせ先：富士・東部保健福祉事務所 健康支援課（☎24-9034）

休日・夜間における救急体制

●小児救急医療電話相談（こども医療電話相談）

看護師または医師による助言と医療機関の紹介

- ＜利用時間＞ 月曜日～金曜日 午後 7 時～翌日午前 7 時
土曜日 午後 3 時～翌日午前 7 時
休日（日曜、祝日、12/29～1/3） 午前 9 時～翌日午前 7 時
- ＜電話番号＞ プッシュ回線・携帯電話・公衆電話 局番なし #8000
ダイヤル回線・IP電話 055-226-3369
- ＜相談内容＞ お子さんの急な病気に関する相談（発熱、下痢、嘔吐、ひきつけなど）
※慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください。
※電話での助言です。電話による診断、治療はできませんので、あらかじめご了承のうえご相談ください。
※電話が混み合うことが予想されますので、簡潔にご相談ください。
※話し中の場合は、恐れ入りますが、少し時間をおいてからおかけ直してください。
※明らかに救急を要する急病の場合は、医療機関または 119 番へご連絡ください。



●富士・東部地区小児初期救急医療センター

休日や夜間にお子さんが発熱したり、身体に異変が起きたときは、必ず事前に電話連絡してから受診してください。

＜受付時間＞ 月曜日～金曜日 午後 7 時 30 分～午後 11 時 30 分
土曜日 午後 2 時 30 分～午後 11 時 30 分
休日（日曜、祝日、12/29～1/3） 午前 8 時 30 分～午後 11 時 30 分

※上記以外の時間は国中地区小児救急医療センターでの受付となります。

＜電話番号＞ 24-9977

＜住 所＞ 富士吉田市緑ヶ丘2-7-21（富士北麓総合医療センター2階）

●国中地区小児初期救急医療センター

＜診療時間＞ 月曜日～金曜日 午後 7 時～翌日午前 7 時
土曜日 午後 3 時～翌日午前 7 時
休日（日曜、祝日、12/29～1/3） 午前 9 時～翌日午前 7 時

＜電話番号＞ 055-226-3399

＜住 所＞ 甲府市幸町14-6（甲府市地域医療センター内）

●富士・東部口腔保健センター

休日に急な歯の痛みや外傷などでトラブルを抱えた場合に応急処置を行います。
まずは、お電話ください。

＜診 療 日＞ 休日、祝祭日（大型連休）及び年末年始（12/29～1/3）

＜診療時間＞ 午前 10 時～午後 5 時

＜電話番号＞ 0554-56-8899

＜住 所＞ 都留市つる5-1-55



